

(仮称)宮津与謝広域ごみ処理施設整備及び運営事業

募 集 要 項

平成27年10月

宮津与謝環境組合

【募集要項 目次】

目次

第 1	募集の趣旨	1
1-1	募集の趣旨	1
第 2	公募に付する事項	1
2-1	事業名称	1
2-2	対象となる公共施設等の種類	1
2-3	公共施設等の管理者等の名称	1
2-4	事業の目的	1
2-5	公共施設等の概要	2
2-5-1	名称	2
2-5-2	建設予定地	2
2-5-3	施設の概要	2
2-6	事業期間	2
2-7	事業方式	2
2-8	業務範囲	2
2-8-1	事業者が実施する業務範囲	2
2-8-2	発注者が実施する業務範囲	3
2-8-3	事業者の収入（発注者からの支払分）	4
2-9	事業者選定スケジュール	4
2-10	法令等の遵守	4
第 3	応募に関する条件等	5
3-1	応募者の構成等	5
3-2	構成企業の要件	5
3-2-1	本件施設のプラントの設計・建設及び建築物の設計を行う者の要件	5
3-2-2	本件施設の建築物の建設を行う者（1）の要件	6
3-2-3	本件施設の建築物の建設を行う者（2）の要件	6
3-2-4	本件施設の運営を行う者の要件	6
3-3	構成企業の制限	6
3-4	建設工事請負契約の締結に関する要件	7
3-5	参加資格の確認	7
3-5	提案限度額	7
3-5-1	提案限度額	8
3-5-1	留意事項	8

第4	事業者の決定	9
4-1	優先交渉権者の選定	9
4-1-1	優先交渉権者の選定方法	9
4-1-2	提案書の審査	9
4-1-3	施設整備運営事業者の決定	9
4-2	契約手続等	9
第5	応募の手続に関する事項	12
5-1	応募の手続	12
5-1-1	募集要項等の公表	12
5-1-2	現地見学会	12
5-1-3	募集要項等に関する質問受付	12
第6	提出書類	16
第7	提出書類作成要領	17
第8	その他	20
1	本施設の設計・建設業務に係る対価について	24
2	委託料	24
1	運営期間中の業務水準低下に関する措置	25
2	モニタリングの方法	26
3	運営業務に係る対価の返還	28

用語の定義

本募集要項で用いる用語を以下の通り定義する。

用 語	定 義
DBO	Design-Build-Operate の略で、発注者が施設建設に係る資金調達を行い、設計・建設から運営を一括して民間事業者に委託する事業方式をいう。
運営期間	平成 31 年 8 月 1 日から平成 51 年 3 月 31 日までをいう。
運営業務	本件事業のうち、本件施設の運営（運転、維持管理、補修及び更新等を含む）に係る業務をいう。
運営業務委託契約	運営業務に係る発注者と運営事業者との間で締結される宮津与謝環境組合広域ごみ処理施設運営業務委託契約書に基づく契約をいう。
運営業務委託契約書（案）	公募開始時に公表する「（仮称）宮津与謝広域ごみ処理施設整備及び運営事業運営業務委託契約書（案）」をいう。
運営事業者	本件施設の運営業務を担当する者を総称して又は個別にいう。
基本協定	事業契約締結に向けた基本的事項に係る発注者と優先交渉権者の間で締結される（仮称）宮津与謝広域ごみ処理施設整備及び運営事業基本協定書に基づく協定をいう。
基本協定書（案）	公募開始時に公表する「（仮称）宮津与謝広域ごみ処理施設整備及び運営事業基本協定書（案）」をいう。
基本契約	本件事業の実施に際し、発注者と事業者が締結する、相互の協力、支援等について定める宮津与謝環境組合広域ごみ処理施設整備事業及び運営事業基本契約書に基づく契約をいう。
基本契約書（案）	公募開始時に公表する「（仮称）宮津与謝広域ごみ処理施設整備及び運営事業基本契約書（案）」をいう。
建設工事請負契約	設計・建設業務に係る発注者と建設事業者との間で締結される宮津与謝環境組合広域ごみ処理施設建設工事請負契約書に基づく契約をいう。
建設工事請負契約書（案）	公募開始時に公表する「（仮称）宮津与謝広域ごみ処理施設整備及び運営事業建設工事請負契約書（案）」をいう。
建設事業者	本件事業において、設計・建設業務を担当する者を総称して又は個別にいう。
構成企業	応募者を構成する企業の総称をいう。
最終処分場	本組合構成市町所有の最終処分場をいう。
発注者	宮津与謝環境組合をいう。
事業期間	設計・建設期間及び運営期間から構成される期間をいう。
事業者	本件事業を実施する者を総称して又は個別にいう。
次点交渉権者	応募者の中から選定委員会により、次点提案者として選定され、優先交渉権者に次いで本件事業を実施する候補者として発注者が決定した者をいう。
処理対象物	宮津市、伊根町及び与謝野町内から排出され、発注者の委託業者、許可業者並びに排出事業者、市民等が本件施設に搬入する一般ごみ、可燃性粗大ごみ、可燃性残さ（マテリアルリサイクル推進施設から排出される可燃性破碎残さ）から処理不適物を除いたものを総称して又は個別にいう。
処理不適物	焼却処理等に適さないもの又は設備に不具合が発生するものを総称していう。
広域ごみ処理施設	本件事業において設計・建設され、運営されるエネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設のプラント設備、建築設備、建築物及び土木構造物等の一切を総称していう。
設計・建設期間	事業契約締結から平成 31 年 7 月 31 日までの期間をいう。
設計・建設業務	本件事業のうち、本件施設の設計・建設に係る業務をいう。
代表企業	応募時に応募者の代表を務める者をいう。

用 語	定 義
事業契約	本件事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約を総称して又は個別にいう。
応募希望者	本件事業の公募に参加を希望する資格審査通過前の単独企業又は企業グループをいう。
応募者	本件事業の公募に参加する単独企業又は企業グループをいう。
募集要項	公募開始時に公表する「(仮称)宮津与謝広域ごみ処理施設整備及び運営事業募集要項」をいう。
募集要項等	発注者が本件事業の実施に際して公募開始時に公表する募集要項、発注仕様書、優先交渉権者選定基準、様式集、基本協定書(案)、基本契約書(案)、建設工事請負契約書(案)、運營業務委託契約書(案)その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
可燃性残さ	マテリアルリサイクル推進施設に搬入された粗大ごみ、不燃ごみを破碎処理した後、可燃性残さとして選別されたものをいう。
本件公募	本件事業を実施する民間事業者の公募をいう。
本件事業	発注者が実施する「(仮称)宮津与謝広域ごみ処理施設整備及び運営事業」をいう。
本件施設	本件事業において設計・建設され、運営される広域ごみ処理施設をいう。
実施方針	「(仮称)宮津与謝広域ごみ処理施設整備及び運営事業 実施方針」をいう。
発注仕様書	公募開始時に公表する「(仮称)宮津与謝広域ごみ処理施設整備及び運営事業建設工事発注仕様書」及び「(仮称)宮津与謝広域ごみ処理施設整備及び運営事業 運營業務発注仕様書」を総称して又は個別にいう。
様式集	公募開始時に公表する「(仮称)宮津与謝広域ごみ処理施設整備及び運営事業様式集」をいう。
優先交渉権者	応募者の中から選定委員会により、最優秀提案者として選定され、本件事業を実施する候補者として発注者が決定した者をいう。 ※ 優先交渉権者との契約協議が整わない場合には、優先交渉権者を次点交渉権者と読み替えるものとする。
優先交渉権者選定基準	公募開始時に公表する「(仮称)宮津与謝広域ごみ処理施設整備及び運営事業優先交渉権者選定基準」をいう。
マテリアルリサイクル推進施設	本件事業において設計・建設され、運営されるマテリアルリサイクル推進施設のプラント設備、建築設備、建築物及び土木構造物等の一切を総称していう。
メタンガス化施設	本件事業において設計・建設され、運営されるエネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、メタンガスの発生、利用及び発酵残渣処理に係るプラント設備、建築設備、建築物及び土木構造物等の一切を総称していう。

第 1 募集の趣旨

1-1 募集の趣旨

宮津与謝環境組合は、宮津市、伊根町及び与謝野町において発生する一般廃棄物等の適正な処理を行うため、本件施設の建設工事と運営管理業務を民間事業者に一括して長期的かつ包括的に発注する DBO 方式により本件事業を実施するものとした。

本募集要項は、宮津与謝環境組合が本件事業を実施する事業者を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するにあたり、必要な事項を定め公表するものである。本件公募に参加を希望するものは、本募集要項に従い必要な資料を提出しなければならない。

また、以下の別添資料 1 から 3 に示す資料は、本募集要項と一体のものである(以下「募集要項等」という。)。なお、別添資料 4 から 8 については、資格審査を通過した応募者にのみ配布する。

別添資料 1:発注仕様書(建設工事及び運営業務)

別添資料 2:優先交渉権者選定基準

別添資料 3:様式集(第 1 号～第 10 号)

別添資料 4:様式集(第 11 号～第 13 号)

別添資料 5:基本協定書(案)

別添資料 6:基本契約書(案)

別添資料 7:建設工事請負契約書(案)

別添資料 8:運営業務委託契約書(案)

本件事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の 3 つの契約をまとめて、以下「事業契約」という。

第 2 公募に付する事項

2-1 事業名称

(仮称)宮津与謝広域ごみ処理施設整備及び運営事業

2-2 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

2-3 公共施設等の管理者等の名称

宮津与謝環境組合管理者 井上正嗣

2-4 事業の目的

(仮称)宮津与謝広域ごみ処理施設整備及び運営事業(以下「本件事業」という。))は、広域ごみ処理施設(以下「本件施設」という。))の設計・建設及び運営について、民間事業者のノウハウの活用により効率的かつ効果的に実施するとともに、処理対象物の適正処理、生活環境の保全、有害物質の更なる削減を図りつつ、循環型社会を構築するためのエネルギー回収を進めるため安全かつ安定的に事業を運営することを目的とする。

2-5 公共施設等の概要

2-5-1 名称

(仮称)宮津与謝広域ごみ処理施設

2-5-2 建設予定地

計 画 地 所 在 地：宮津市字須津、与謝野町字石川地内

整 備 対 象 面 積：約 2ha

なお、敷地については工事着工までに組合で粗造成済みの予定である。

2-5-3 施設の概要

処理対象物：可燃ごみ、可燃残さ(マテリアルリサイクル推進施設から排出される可燃性破砕残さ)、燃やさないごみ、大型ごみ、びん、かん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、発泡スチロール、有害ごみ

処理方式：エネルギー回収型廃棄物処理施設(ごみ焼却施設+メタンガス化施設)及びマテリアルリサイクル推進施設

処理能力：事業者提案による

その他：※詳細は、発注仕様書を参照すること。

2-6 事業期間

事業期間等は、以下のとおりである。

事 業 期 間：事業契約締結日から平成 51 年 3 月 31 日までとする。

設計・建設期間：事業契約締結日から平成 31 年 7 月 31 日までとする。ただし、原則として平成 30 年度中に処理対象ごみ全量の受け入れを開始すること

運 営 期 間：平成 31 年 8 月 1 日から平成 51 年 3 月 31 日までとする。

2-7 事業方式

本件事業は新清掃工場の設計・建設及び運営に係る業務を事業者が一括して行う DBO (Design:設計、Build:建設、Operate:運営) 方式により実施する。

発注者は本件施設の設計・建設及び運営に係る資金を調達し、本件施設を所有する。なお、本件施設の設計・建設は、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施する予定である。

優先交渉権者の構成企業を選定事業者(以下「事業者」という。)として、発注者の所有となる本件施設の設計・建設業務及び運営業務に係る本件事業を一括して行うものとする(本件事業の事業スキーム例については別紙1を参照すること。)

2-8 業務範囲

2-8-1 事業者が実施する業務範囲

事業者が行う主な事業範囲は、次のとおりとする。また事業者は、事業期間を通じ、発注者が行う行政手続き等に対して協力する。なお、具体的な業務の範囲については、発注仕様書を参照すること。

ア. 設計・建設業務

- (a) 建設事業者は、発注者と締結する建設工事請負契約に基づき、本件施設の設計・建設業務を行う。
- (b) 建設については、建築物及び建築設備工事、プラント工事(機械設備工事、電気計装設備工事、配管工事等)及びその他の関連工事を行う。
- (c) 本件施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務、建築確認等の手続関連業務、本件施設の試運転及び引渡性能試験を行う。

イ. 運營業務

- (a) 運営事業者は、発注者と締結する運營業務委託契約に基づき、受入対象物(可燃ごみ、可燃性粗大ごみ等)を受け入れ、発注仕様書に規定する要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、その際に、本件施設の運營業務として運転管理業務、維持管理業務、その他関連業務を行う。
- (b) 運営事業者は、住民及び排出事業者より直接搬入された可燃ごみ、可燃性粗大ごみ等を計量し、発注者の規定に即した処理手数料の収受を代行するものとする。なお、処理手数料は、発注者の収入とする。
- (c) 運営事業者は、本件施設を運転することにより発生する電力等については、本件施設で有効利用するものとする。なお、余剰電力に係る収入については、発注者の収入とする。

2-8-2 発注者が実施する業務範囲

発注者が行う主な事業範囲は、次のとおりとする。また、具体的な業務の範囲については、発注仕様書を参照すること。

ア. 用地の準備

発注者は、本件事業を実施するための用地を確保するとともに、造成工事を行い、建設事業者に引き渡す。

イ. 生活環境影響調査の実施

発注者は生活環境影響調査を実施している。なお、事業者は、「生活環境影響調査」の内容を遵守すること。

ウ. 受入対象物(可燃ごみ、可燃性粗大ごみ等)の搬入

発注者は、分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、受入対象物(可燃ごみ、可燃性粗大ごみ等)を搬入する。

エ. 焼却灰、飛灰処理物、処理不適物等の最終処分等

発注者は、本件施設で発生した焼却灰、飛灰処理物、処理不適物等の最終処分を行う。

オ. 本件事業のモニタリング

発注者は、設計・建設業務及び運營業務の各段階において実施状況のモニタリング監視を行う。

カ. 住民への対応

発注者は、周辺住民からの意見や苦情に対する対応を行う。

キ. 施設見学者への対応

発注者は、一般住民、小学校及び行政視察等からの見学の申込受付、日程調整、本件施設内の案内・説明の全ての対応を行う。

ク. 設計・建設費及び業務委託料の支払

発注者は、宮津与謝環境組合財務規則に基づき、設計・建設費を建設事業者へ、業務委託料を運営期間にわたって運営事業者を支払う。

ケ. その他

2-8-3 事業者の収入(発注者からの支払分)

ア. 設計・建設業務に係る対価

発注者は、本件事業の設計・建設業務に係る対価について、建設事業者を支払う。

イ. 本件施設の運営業務に係る対価

発注者は、本件施設の運営業務に係る対価について、固定料金、変動料金(受入対象物搬入量、ごみ質に応じて変動)の構成で、運営事業者を支払う。なお、物価変動等に基づき、見直しのための確認を行い、別紙3に従い改定を行う。

2-9 事業者選定スケジュール

本件事業における事業者選定スケジュールは、次のとおりとする。

日 時	内 容
平成 27 年 10 月 27 日(火)	募集要項等の公表
平成 27 年 11 月 6 日(金)	現地見学会 ※実施要領は後報とする
平成 27 年 11 月 6 日(金)～13 日(金)	募集要項等に関する質問受付
平成 27 年 11 月 20 日(金)	募集要項等に関する質問への回答書の公表
平成 27 年 11 月 27 日(金)	応募資格確認申請書類の提出
平成 27 年 12 月 4 日(金)	応募資格確認結果の通知
平成 28 年 1 月 15 日(金)	応募提案書類(技術提案書)の提出
平成 28 年 1 月 20 日(水)	技術提案書等に係る選定委員会ヒアリング
平成 28 年 1 月	技術提案書等に対する質問の通知
平成 28 年 1 月	同上質問への回答の提出
平成 28 年 2 月 10 日(水)	価格提案書の提出
平成 28 年 2 月 15 日(月)	優先交渉権者及び次点交渉権者の選定及び公表
平成 28 年 3 月	施設整備事業者の決定
平成 28 年 4 月	仮契約の締結
平成 28 年 4 月～5 月	本契約の締結
平成 31 年 7 月末	施設の竣工

2-10 法令等の遵守

事業者は、本件事業の実施にあたり、関連する法令、条例、規則、要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本件事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にすること。

第3 応募に関する条件等

3-1 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

- ① 応募者は、設計・建設業務を実施する企業と運営業務を実施する企業により構成されるグループ(応募者を構成する企業は、「構成企業」という。)とする。なお、応募者を構成する者は、参加表明時に各企業名を表明しなければならない。
- ② 本件事業の設計・建設、運営の業務を行う者は構成企業であるものとする。
- ③ 応募者の構成企業の企業数の上限は任意とするが、構成企業は本件事業の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。
- ④ 応募者は、「3-2-1 本件施設のプラントの設計・建設及び建築物の設計を行う者の要件」の全ての要件を満たす1者を当該応募者を代表する「代表企業」として定めるものとする。なお、当該代表企業が応募手続き等を行うものとする。
- ⑤ 参加表明書提出以降、応募者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると発注者が認めた場合は、この限りではない。
- ⑥ 応募者の構成企業は、他の応募者の構成企業となることは認めない。なお、参加表明書提出以降、発注者がやむを得ない事情と認めた場合及び応募資格を失った場合等により応募者から脱退した構成企業も含むものとする。
- ⑦ 応募者の構成企業のいずれかと、財務諸表などの用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の応募者の構成企業になることはできない。
- ⑧ 同一応募者が複数の提案を行うことを禁止する。

3-2 構成企業の要件

応募者の構成企業は、本件事業の設計・建設、運営の各業務を行う者として、以下の3-2-1から3-2-4の各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、1者で複数の要件を満たす場合は、当該1者のみで複数の要件に係る業務にあたることが可能である。

3-2-1 本件施設のプラントの設計・建設及び建築物の設計を行う者の要件

建設事業者のうち本件施設のプラントの設計・建設及び建築物の設計を行う企業は、以下の要件を全て満たすこと。

- ア. 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- イ. 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による清掃施設工事業に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1000点以上であること。
- ウ. 本件施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- エ. 以下に示す要件を満たす工事契約実績を有すること。
 - i) 生ごみを処理対象の一部とした3t/日以上のパイオガス化施設(実証施設を含む)

ii)平成12年度以降に竣工した処理規模が30t/日/炉以上かつ炉構成が1炉以上の連続運転式一般廃棄物焼却施設

3-2-2 本件施設の建築物の建設を行う者(1)の要件

建設事業者のうち「本件施設の建築物の建設を行う者(1)」は、1者、若しくは、複数の者で構成されるものとし、そのうちの少なくとも1者は、以下の要件を満たすこと。

- ア. 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1200点以上であること。

3-2-3 本件施設の建築物の建設を行う者(2)の要件

建設事業者のうち「本件施設の建築物の建設を行う者(2)」は、1者、若しくは、複数の者で構成されるものとし、そのうちの少なくとも1者は、以下の要件を満たすこと。

- ア. 構成各市町の入札参加資格名簿において建築一式工事の登録者であること。
- イ. 構成市町のいずれかの市町内に主たる営業所があること。
- ウ. 発注者の構成市町における建築一式工事格付Aランク以上を有すること。

3-2-4 本件施設の運営を行う者の要件

「本件施設の運営を行う者」は、1者、若しくは、複数の者で構成されるものとし、以下の要件を全て満たすこと。なお、1者で業務を実施する場合は、「プラントの設計・建設及び建築物の設計を行う者」が務めるものとする。また、複数の者で業務を実施する場合は、少なくとも1者は「プラントの設計・建設及び建築物の設計を行う者」を含むものとする。

- ア. 以下に示す要件を満たす1年以上の維持運転管理業務実績を有すること。
 - i) 生ごみを処理対象の一部とした3t/日以上バイオガス化施設(実証施設を含む)
 - ii) 平成12年度以降に竣工した処理規模が30t/日/炉以上かつ炉構成が1炉以上の連続運転式一般廃棄物焼却施設

3-3 構成企業の制限

次に該当する者は、応募者となることはできない。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。
- ② 宮津市、伊根町及び与謝野町のいずれにおいても、最新の競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者。
- ③ 宮津市、伊根町及び与謝野町の指名停止等の措置を受けている者。
- ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- ⑤ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- ⑥ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされた場合を除く。)
- ⑦ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされた場合を除く。)
- ⑧ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者。

- ⑨ 清算中の株式会社である事業者について、会社法(平成 17 年法律第 86 号)に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- ⑩ 国税又は地方税を滞納している者。
- ⑪ 発注者が本件事業に係るアドバイザリー業務を委託している者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本募集要項において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。本件事業に関し、発注者のアドバイザリー業務を行う者は以下のとおりである。
 - ・株式会社東和テクノロジー

3-4 建設工事請負契約の締結に関する要件

発注者は、建設事業者と次のいずれかの方式により建設工事請負契約を締結するものとする。なお、応募者は、どちらの方式を希望するか、参加表明時に提示すること。

7. 共同企業体方式

応募者のうち 3-2-1、3-2-2、3-2-3 の要件を満たすものが、建設共同企業体(乙型)を組成する。発注者は、それらの構成員が組成する建設共同企業体と建設工事請負契約を締結する。

4. 単独企業方式

発注者は、3-2-1 の要件を満たす代表企業と建設工事請負契約を締結する。その上で代表企業は、3-2-2、3-2-3 の要件を満たす構成企業に、本件施設の建築物の建設の全部又は一部を下請けさせる。

3-5 参加資格の確認

- ① 応募資格確認基準日は応募資格確認申請書類受付最終日とする。
- ② 応募資格確認基準日の翌日から応募提案書類提出日までの間に応募者の構成企業が応募資格を欠いた場合、当該応募者は本件公募に応募できない。ただし、代表企業以外の構成企業が応募資格を欠いた場合は、当該応募者は、応募資格を欠いた構成企業に代わって、応募資格を有する構成企業を補充し、応募資格を確認のうえ、発注者が認めた場合は本件公募に応募できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の応募資格確認基準日は、当初の構成企業が応募資格を欠いた日とする。
- ③ 応募提案書類提出日の翌日から優先交渉権者決定日までの間に応募者の構成企業が応募資格を欠いた場合、発注者は当該応募者を優先交渉権者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が応募資格を欠いた場合で、発注者がやむを得ない事情であると判断した場合は、発注者と協議を行うものとする。
- ④ 優先交渉権者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に優先交渉権者又は次点交渉権者の構成企業が応募資格を欠いた場合、発注者は優先交渉権者又は次点交渉権者を事業者と決定しない場合がある。また、発注者が事業者と決定したものの構成企業が応募資格を欠いた場合、発注者は事業契約を締結しない場合がある。これらの場合において、発注者は優先交渉権者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

3-5 提案限度額

本件事業の提案限度額は、次のとおりとする。

3-5-1 提案限度額

本件事業の提案に係る上限金額は、後日、公表する。

3-5-1 留意事項

- ① 提案限度額は、事業期間中に発注者が事業者を支払う設計・建設業務に係る対価及び運営業務に係る対価を単純に合計した金額(現在価値換算前の実額ベース)である。
- ② 提案限度額には、事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込んでいない。
- ③ 設計・建設業務、運営業務に係る提案金額の合計額が提案限度額を超える場合、発注者は応募者を失格とする。
- ④ 各年度の運営業務委託料は、必ずしも平準化することは求めないが、発注者の財政負担に配慮して、各年度間において過大な金額変動は生じないように考慮すること。

第4 事業者の決定

4-1 優先交渉権者の選定

4-1-1 優先交渉権者の選定方法

本件事業は、設計・建設段階から運営段階の各業務を通じて、事業者に効率的かつ効果的なサービスの提供を求めるものである。したがって、優先交渉権者の選定方法については、提案価格のほか、設計・建設、運営等の提案内容、発注者の発注仕様との適合性並びに事業計画の妥当性・確実性等の各方面から総合的に評価する公募型プロポーザル方式を採用する。

提案限度額の制限の範囲内で、募集要項等で指定する性能等の発注仕様を満たしている提案をした応募者の中から、上記の方法をもって優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

優先交渉権者選定にあたっての基準等は、優先交渉権者選定基準(別添資料 2)による。

4-1-2 提案書の審査

応募者から提出された提案書は、学識経験者及び行政の職員で構成される「宮津与謝環境組合広域ごみ処理施設に係る事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)」において審査を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。選定委員会は、次の7名の委員で構成される。

	区分	所属 と 職名	氏名	備考
1	学識経験を有する者	京都大学 環境科学センター教授	酒井 伸一	委員長
2	〃	(公財)京都高度技術研究所 バイオマスエネルギー研究部長	中村 一夫	
3	〃	京都府立大学 生命環境学部教授	山川 肇	
4	〃	元(財)ひょうご環境創造協会参事 元西宮市環境施設部部長	足立 義弘	
5	行政の職員	宮津市 副市長	上田 清和	
6	〃	伊根町 副町長	小西 俊朗	
7	〃	与謝野町 副町長	和田 茂	

4-1-3 施設整備運営事業者の決定

発注者は、選定委員会による優先交渉権者及び次点交渉権者(以下「優先交渉権者等」という。)の選定結果を踏まえて、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

4-1-4 決定結果の通知及び公表

決定結果は、優先交渉権者等の決定後、速やかに応募者に対して通知するとともに、発注者ホームページにおいて公表する。電話等による問合せには応じない。

なお、審査講評については、優先交渉権者等との基本協定締結後に公表する。

4-2 契約手続等

4-2-1 基本協定の締結

発注者と優先交渉権者等は、速やかに契約の締結に関して、基本協定書(案)(別添資料 4)に基づき、基本協定を締結する。

4-2-2 契約書の作成

発注者と優先交渉権者等は、別途提示する基本契約書(案)、建設工事請負契約書(案)及び運營業務委託契約書(案)に基づき、契約書を作成するものとする。契約書の作成においては、発注者と優先交渉権者等間で協議を行うものとする。なお、協議等に係る事業者側の弁護士費用、印紙代など、契約書の作成に要する費用(発注者の弁護士費用は除く。)は、事業者の負担とする。

4-2-3 契約の締結

発注者は、4-2-2 の協議において、優先交渉権者と契約内容に関する協議が成立した場合、優先交渉権者を施設整備運営事業者として決定し、当該事業者と基本契約、建設事業者と建設工事請負契約、運営事業者と運營業務委託契約についての各々の仮契約を締結する。

建設工事請負契約は、発注者議会の議決等を得ることにより本契約となる。

4-2-4 契約を締結しない場合

7. 応募資格の欠如

施設整備運営事業者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、施設整備運営事業者の構成企業が応募資格を欠くこととなった場合、発注者は施設整備運営事業者と事業契約を締結しない場合がある。

4. 不公正な応募

施設整備運営事業者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、施設整備運営事業者の構成企業のいずれかが本件事業に関し次のいずれかに該当する場合、発注者は、施設整備運営事業者に書面で通知することにより、事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させないことができるものとする。この場合において、優先交渉権者は、発注者の請求に基づき、本件事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の100分の10に相当する金額の違約金を発注者に支払う義務を構成企業全体で負担する。

(a) 公正取引委員会が、施設整備運営事業者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含む。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項の規定による排除措置命令を行い、同条第7項又は独占禁止法第52条第5項の規定により当該排除措置命令が確定したとき。

(b) 公正取引委員会が、施設整備運営事業者に違反行為があったとして独占禁止法第50条第1項の規定による納付命令を行い、同条第5項又は独占禁止法第52条第5項の規定により当該納付命令が確定したとき。

(c) 施設整備運営事業者が独占禁止法第49条第6項又は第50条第4項の規定による審判の請求をした場合において、独占禁止法第66条の規定により当該請求に対する審決(同条第3項の規定による原処分を全部を取り消す審決を除く。)がされたとき(独占禁止法第77条の規定による審決の取り消しの訴えが提起されたときを除く。)

(d) 施設整備運営事業者が、公正取引委員会が優先交渉権者に違反があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定によりこの審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。

(e) 施設整備運営事業者(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)について刑法(明治40年法律第45号。その後の改正を含む。)第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。

ウ. 反社会的勢力の排除

施設整備運営事業者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、施設整備運営事業者の構成企業のいずれかが次の各号所定のいずれかに該当する場合、発注者は、施設整備運営事業者に書面で通知することにより、事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させないことができるものとする。この場合において、施設整備運営事業者は、発注者の請求に基づき、本件事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の100分の10に相当する金額の違約金を発注者に支払う義務を構成企業全体で負担するものとする。

(a) 役員等(優先交渉権者が個人である場合はその者を、施設整備運営事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下本項において同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。その後の改正を含む。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下本項において同じ。)及び暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本項において同じ。)又は暴力団員と密接な関係を有するもの(以下本項において「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。

(b) 暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(c) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用していると認められるとき。

(d) 役員等が、暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(e) 役員等が暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

1. 留意事項

契約内容に関する協議が成立しない場合、上記アからウにより事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させない場合、発注者は施設整備運営事業者に対して一切の費用負担を負わないものとする。この場合、発注者は、次点交渉権者と契約交渉を行う。

4-2-5 契約保証金

7. 設計・建設期間における保証

建設事業者は、建設工事請負契約に定める契約金額の100分の10の額を契約締結日までに納付するものとする。

4. 運営期間における保証

運営事業者は、運営業務委託契約に定める契約金額の総額を20で除した額の100分の10を契約保証金として納付するものとする。

なお、納付方法、免除等の詳細は、各契約書(案)に記載しているので参照すること。

第5 応募の手続に関する事項

5-1 応募の手続

5-1-1 募集要項等の公表

発注者は、次のとおり、募集要項等を公表する。

ア 公表日

平成27年10月27日(火)

イ 募集要項等の配布

募集要項等を次のとおり配布する。また、発注者のホームページからもダウンロードすることができる。なお、参考資料(発注仕様書添付資料)はホームページには掲載しない。

(a) 配布期間

平成27年10月27日(火)から11月4日(水)までの9時から17時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

(b) 配布場所及びホームページ

「5-1-10 事務局」を参照

(c) その他

募集要項等を「5-1-10 事務局」にて配布する。配布対象者は本件事業への参加を希望する企業とする。当該資料の受取に際しては、「5-1-10 事務局」に電話にて連絡し、配付を受けるための事前予約を行うほか、所属する企業の社員証等、身分を証するもの(ただし、名刺は不可とする。)を持参すること。

5-1-2 現地見学会

建設予定地等に関する現地見学会を、次のとおり開催する。

ア 開催期間

平成27年11月6日(金)

イ 場所

京都府宮津市内

ウ 見学方法

現地見学会への参加希望者は、「現地見学会参加申込書」(添付様式第1号)に必要事項を記入のうえ、平成27年11月2日(月)から11月4日(水)17時までにE-mailにより「5-1-10 事務局」に提出すること。参加人数の制限は設けない。電話やファクシミリ、口頭による申込みは受け付けない。発注者は、E-mailにより、見学会の日時を各提出者へ返信する。申込みの状況によっては、発注者は、日程の調整を行うことがある。なお、見学会当日、本件事業に関する質問は受け付けない。

5-1-3 募集要項等に関する質問受付

募集要項等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

ア 提出方法

募集要項等に関する質問がある場合は、「募集要項等に関する質問書」(添付様式第2号)に必要事項を記入のうえ、E-mailにより「5-1-10 事務局」に提出すること。電話やファクシミリ、口頭による質問は受け付けない。なお、文書形式は、Microsoft Excel(windows版)とすること。

発注者は、E-mailにより発注者の受信確認通知を各提出者へ返信する。受信確認の通知が無い場合は、「5-1-10 事務局」へ必ず電話確認を行うこと。

イ 受付期間

平成 27 年 11 月 6 日(金)から 11 月 13 日(金)17 時まで

5-1-4 募集要項等に関する質問への回答書の公表

募集要項等に関する質問への回答は平成 27 年 11 月 20 日(金)に発注者ホームページにおいて公表する。電話等による問合せには応じない。なお、本件事業に直接関係するもののみ回答を行うものとし、すべての質疑に回答するとは限らない。

5-1-5 応募資格確認申請書類の提出

応募希望者は、応募資格確認の申請を行わなければならない。応募資格確認申請書類は、正本1部を以下のとおり提出すること。期限までに応募資格確認申請書類を提出しない者及び応募資格がないと認められた者は、本件公募に応募することができない。郵送は一般書留郵便を原則とするが、ゆうパック等も可とし、受付場所に必着とする。郵便事故等に起因する不着の場合は、引受時刻証明等により、受付の可否を事務局にて判定する。

ア 提出書類

後記「第6 提出書類」に示すとおりとする。

イ 提出方法

郵送等による。ただし、郵送以外の手段により送付する場合は、引受時刻証明等の配送の記録が証明できる書類を提示できるものに限る。

ウ 受付場所

「5-1-10 事務局」を参照

エ 受付期間

平成 27 年 11 月 27 日(金)17時までとする。

5-1-6 応募資格確認結果の通知

応募資格確認結果は、応募資格確認申請を行った応募希望者の代表企業に対して、平成 27 年 12 月 4 日(金)に郵送により通知する。

なお、応募資格を有すると認められた者の企業名及び企業数等については公表しない。

5-1-7 応募資格がないと認められた者に対する理由の説明

応募資格確認結果の通知により、応募資格がないと認められた応募希望者は、発注者に対して、平成 27 年 12 月 11 日(金)までに応募資格がないと認めた理由を問う書面(様式自由。ただし代表企業の代表者印を要する。)を郵送にて提出することにより、説明を求めることができる。発注者は、説明を求められたときは、説明を求めた応募希望者の代表企業に対して、平成 27 年 12 月 18 日(金)までに郵送にて書面により回答する。

5-1-8 応募の辞退

応募資格を有する旨の通知を受けた応募者が、応募を辞退する場合は、応募提案書類提出期限までに、応募辞退届(様式第 10 号)を提出すること。

5-1-9 応募提案書類の提出

応募資格を有する旨の通知を受けた応募者は、後記「第6 提出書類」に示す応募提案書類を次のとおり提出すること。なお、提出は代表企業が行うこと。郵送は一般書留郵便を原則とするが、ゆうパック等も可とし、受付場所に必着とする。郵便事故等に起因する不着の場合は、引受時刻証明等により、受付の可否を事務局にて判定する。

ア 応募提案書類の提出について

(a) 提出期限

平成 28 年 1 月 15 日(金)必着

(b) 提出方法

郵送等による。ただし、郵送以外の手段により送付する場合は、引受時刻証明等の配送の記録が証明できる書類を提示できるものに限る。

(c) 提出先

「5-1-10 事務局」を参照

イ 価格提案書の提出について

(a) 提出期限

平成 28 年 2 月 10 日(水)必着

(b) 提出方法

郵送等による。ただし、郵送以外の手段により送付する場合は、引受時刻証明等の配送の記録が証明できる書類を提示できるものに限る。

(c) 提出先

「5-1-10 事務局」を参照

5-1-10 事務局

本件事業の事務局は次のとおりである。

事務局 : 宮津与謝環境組合 事務局 担当:主事 奥野
〒629-2292 京都府与謝郡与謝野町字岩滝
1798 番地 1 (与謝野町役場内)
TEL : 0772-46-9015
FAX : 0772-46-2851
E-mail : h-okuno@mykankyo.jp
ホームページ : <http://mykankyo.jp/>

5-2 応募に関する留意事項

5-2-1 公正な応募の確保

応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触することのないように留意すること。また、応募者は、本募集要項に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

5-2-2 応募提案書類の書換え等の禁止

応募者は、提出期限以降における応募提案書類の差し替え及び再提出をすることができない。

5-2-3 応募手続の延期等

発注者は、応募手続を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

5-2-4 応募の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する応募は無効とする。

ア 応募資格がない者による応募

イ 応募資格申請書類その他の一切の書類に虚偽の記載をしたもの

ウ 応募提案書類の記載事項が不明なもの又は応募提案書類に記名もしくは押印のないもの

エ 応募提案書類が不足しているもの

オ 2 通以上の価格提案書を提出したもの

カ 価格提案書の金額を改ざんし、又は訂正したもの

キ その他応募の条件に違反して応募したもの

5-2-5 費用の負担

応募に関して応募者が要する費用は、それぞれの応募者の負担とする。

5-2-6 使用言語、単位及び通貨

使用する言語、単位及び通貨は、日本語、計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定める単位及び日本国通貨に限る。

5-2-7 応募提案書類の取扱い

ア 著作権

応募提案書類の著作権は応募者に帰属する。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

ウ 応募提案書類の使用等

提出された応募提案書類は、事業者の選定に関わる開示以外に応募者に無断で使用しない(使用する場合は、事前に各応募者の書面による承諾を得る。この場合、発注者は承諾を得た範囲につき無償で使用するものとする。)。なお、提出された応募提案書類は返却しない。

5-2-8 発注者の提供する資料の取扱い

応募者(応募提案書類提出までに辞退した者を含む)は、発注者が提供する資料を、本件公募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

5-2-9 その他

ア 応募者が 1 者であった場合も、優先交渉権者選定基準に従い応募提案書類の審査を行う。

イ 募集要項に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募資格確認結果の通知前においては発注者ホームページにおいて公表する。適宜、ホームページにおいて確認すること。また、応募資格の審査結果の通知後においては応募者の代表企業に通知する。

ウ 発注者が提示する資料及び回答書は、募集要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

第 6 提出書類

6-1 応募資格確認申請書類

応募資格確認申請を行う応募希望者は、次の提出書類をまとめて 1 部提出すること。

- | | | |
|-----|---------------------|-----------|
| (1) | 参加表明書 | (様式第 3 号) |
| (2) | 構成企業一覧表 | (様式第 4 号) |
| (3) | 予定する建設事業者の構成(必要により) | (様式第 5 号) |
| (4) | 資格審査申請書 | (様式第 6 号) |
| (5) | 委任状(代表企業) | (様式第 7 号) |
| (6) | 委任状(代理人) | (様式第 8 号) |
| (7) | 各業務を担当する者の要件を証明する書類 | (様式第 9 号) |

6-2 応募辞退時の提出書類

応募辞退時は、次の書類を 1 部提出すること。

- | | | |
|-----|-------|------------|
| (1) | 応募辞退届 | (様式第 10 号) |
|-----|-------|------------|

6-3 応募提案書類

提出時は、次の書類を指定の部数提出すること。

提出書類	部数
応募提案書類提出届	1 部
技術提案書	正本 1 部
設計図書	副本 3 部
提案書の電子データ	1 部
価格提案書	1 部

6-3-1 応募提案書類提出届

- | | | |
|-----|-----------|------------|
| (a) | 応募提案書類提出届 | (様式第 11 号) |
|-----|-----------|------------|

6-3-2 技術提案書

- | | | |
|-----|-------|------------|
| (a) | 技術提案書 | (様式第 13 号) |
|-----|-------|------------|

6-3-3 設計図書

- | | |
|-----|----------------------|
| (a) | 施設概要説明図書 |
| (b) | 設計仕様書 |
| (c) | 設計図面 (詳細は発注仕様書参照のこと) |

6-3-4 価格提案書

- | | | |
|-----|-------|------------|
| (a) | 価格提案書 | (様式第 12 号) |
|-----|-------|------------|

第7 提出書類作成要領

7-1 一般的事項

各提出書類を作成するにあたっては、特に発注者の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位は SI 単位とする。また、原則として横書きで記述する。
- (2) 様式集(別添資料 3)の各様式に記載されている指示に従うこと

7-2 応募資格確認申請時の提出書類

応募資格確認申請時の提出書類を作成するにあたっては、特に発注者の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 資格審査申請書(様式第 6 号)を表紙として、提出書類を所定の順番でまとめ、A4 版・縦・左綴じとして 1 部提出すること。

7-3 価格提案書

価格提案書を作成するにあたっては、特に発注者の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 価格提案書(様式第 12 号)は、封筒に入れ、密封して提出すること。
- (2) 提案価格は、提案限度額と同様、事業期間にわたる設計・建設業務に係る対価及び運營業務に係る対価を単純に合計した金額(現在価値換算前の実額ベース)とし、「別紙 3 本件事業において発注者が事業者を支払う対価について」に基づいて算定すること。また、事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込まないこと。
- (3) 提案価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。
- (4) 技術提案書との整合性を確保すること。

7-4 技術提案書・設計図書

技術提案書及び設計図書を作成するにあたっては、特に発注者の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 技術提案書は、様式毎に様式集に示す所定のページ数とし、様式集の順番で 1 冊にまとめ、A4 版(A3 版書類については A4 版に折込み)・縦・横書き・片面・左綴じとして、各 4 部(正 1 部、副 3 部)提出すること。文字サイズは 10.5 ポイント以上(図表は含めない)とし、1 ページに概ね 1,600 字以内とすること。提案図書には、各ページの下中央に通し番号(1/●～●/●)をふり、発注者から送付された応募資格確認結果通知書に記載された「受付グループ名」を右下欄に記入する。
- (2) 設計図書は、「発注仕様書 第 1 章第 9 節 1.設計図書」に記載した順番で 1 冊にまとめ、A4 版(A3 版書類については A4 版に折込み)・縦・横書き・片面・左綴じとして、各 4 部(正 1 部、副 3 部)提出すること。詳細は発注仕様書参照のこと。また、設計図書には発注者から送付された応募資格審査結果通知書に記載された「受付グループ名」を右下欄に記入する。
また、設計図面については、JIS の建築製図通則に従って作成することとし、右下に図面名称及び発注者から送付された応募資格審査結果通知書に記載された受付グループ名を記入する。
- (3) 提案書のうち文章で記載するものについては、図表、絵及び写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。
- (4) ロゴマークの使用を含めて、構成企業かどうかにかかわらず企業名がわかる記述を避けること。

ただし、技術提案書及び設計図書のうちの正本 1 部については、企業名を明らかにすること。（正本に構成企業の凡例をつける対応も可とする）。

(5) 関心表明書を提出する場合には、関心表明先企業の企業名がわかる記述を避けること。ただし、正本 1 部については、関心表明先企業の企業名を明らかにすること。

(6) 各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。

(7) 発注者に提出する提案書の電子データは、基本的には Microsoft Word (windows 版とし、バージョンは 2010 以後とする。)、Microsoft Excel (windows 版とし、バージョンは 2010 以後とする。)を使用すること。なお、図等を文書に貼り付ける場合は、上記ソフト以外のものを使用してもよい。

7-5 留意事項

応募提案書類の作成にあたっては、以下の条件を踏まえること。

(1) リスク管理の方針

ア 基本的考え方

本件事業の実施における責任は、原則として事業者が負う。ただし、発注者が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途事業者との協議の上、発注者は応分の責任を分担する。

イ リスク分担

予想されるリスク及び発注者と事業者との責任分担は、「別紙 2 リスク分担表」の考え方に基づくものとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約で定める。

(2) 保険

ア 発注者は、災害等に備えて、本件施設の災害等による損害を担保する目的で、建物総合損害共済（社団法人全国市有物件災害共済会）に加入する。なお、事業者の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合であっても、発注者が加入する保険にて保険金が補填された場合は、発注者が事業者に対する損害賠償金の請求からその分を控除するものとする。

イ 事業者の帰責事由によって損害が生じた場合には、発注者は事業者に対して損害賠償請求権を有する。ただし、事業者を付保する保険金により補填された部分は控除されるものとする。

ウ 事業者は第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。

(3) 資金調達

応募者が、事業実施に際し必要となる資金等を金融機関等より調達することを想定する場合は、金融機関等より当該の資金調達に係る関心表明書を徴求する等の対応により、資金調達が確実に行われるよう配慮すること。

(4) 発注仕様書範囲外の提案について

発注仕様書に規定されている内容（業務範囲及び仕様）以外の提案については、予め募集要項等に関する質問において、発注者に確認し、了解を得たものに限り有効とする。発注者の了解を得ずに提案を行った場合には、優先交渉権者選定基準に示す基礎審査において、失格とする場合があるので注意すること。なお、質問内容が応募者のノウハウに関する場合には、個別に回答する場合がある。

(5) 電力に係る契約の契約者及び電力料金の算定について

電力に係る契約については、買電に係る契約は契約者を運営事業者とし、売電に係る契約の契約者は発注者とする。

提案時における買電に係る電力料金（基本料金、買電等）の算定については、事業者の提案によるものとするが、平成 27 年度の条件が運営期間にわたり継続するものとして算出すること。

(6) 本件事業の委託

事業者は、本件事業の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、事業者があらかじめ書面により、本件事業の一部について、第三者に委託し、又は請け負わせることについて、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(7) 雇用への配慮

ア 雇用については、地元雇用に配慮すること。

イ 関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。

(8) 本件事業の継続が困難となった場合の措置

ア 事業者の責めに帰すべき事由により本件事業の継続が困難となった場合

(a) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、発注者は、事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に改善策の提出、実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかつたときは、発注者は、事業契約を解除することができる。

(b) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、発注者は事業契約を解除することができる。

(c) 上記(a)及び(b)により発注者が事業契約を解除した場合、事業者は、発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

イ 発注者の責めに帰すべき事由により本件事業の継続が困難となった場合

(a) 発注者の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本件事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。

(b) 上記(a)により事業者が事業契約を解除した場合、発注者は、事業者に生じた損害を賠償する。

ウ 当事者の責めに帰すことのできない事由により本件事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他発注者又は事業者の責めに帰すことのできない事由により本件事業の継続が困難となった場合、発注者及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、発注者及び事業者は、事業契約を解除することができる。

エ その他

その他、本件事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

(9) 発注者による本件事業の実施状況の監視

発注者は、事業者が実施する実施状況が発注仕様及び事業契約の内容を満たしているかを確認するため、本件事業の監視を行う。

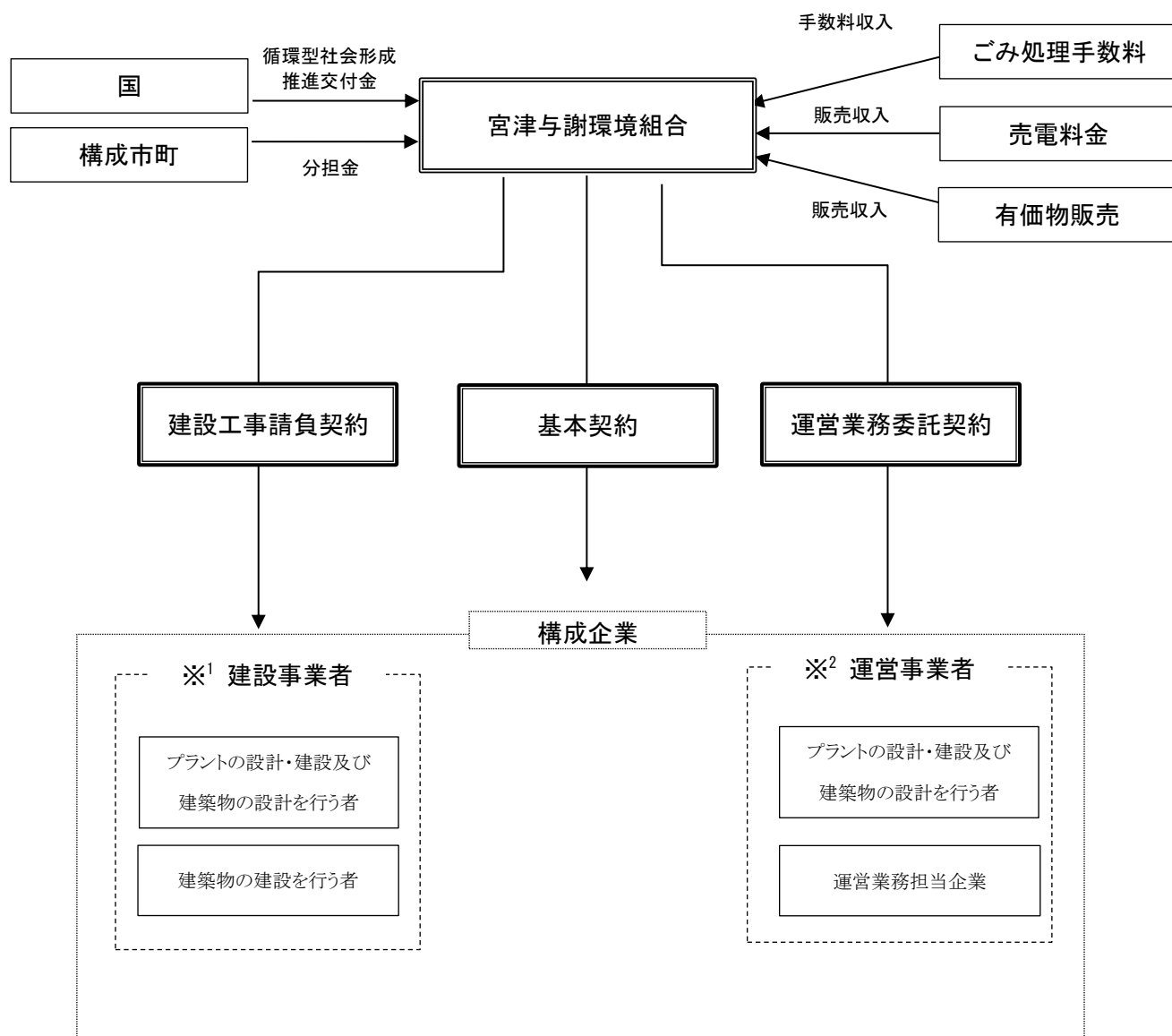
第 8 その他

8-1 必要事項等の追加

本募集要項に定めることその他、本件公募の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、応募資格確認結果の通知前においては発注者ホームページにおいて公表する。適宜、発注者ホームページにおいて確認すること。また、応募資格確認結果の通知後においては代表企業に通知する。

8-2 情報公開及び情報提供

宮津与謝環境組合情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成 25 年条例第 7 号)に基づき情報公開を行う。また、情報提供は、適宜、発注者ホームページ等を通じて行う。



リスクの種類	リスクの内容	分担		備考
		組合	事業者	
共通	公募書類リスク	公募要項、発注仕様書等の誤記、提示漏れにより、組合の要望事項が達成されない等	○	
	契約締結リスク	議会を含む組合の事由により契約が結べない等	○	△
		事業者の事由により契約が結べない等	△	○
	計画変更リスク	組合の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	用地確保リスク	建設用地の確保に関するもの	○	
	近隣対応リスク	本件施設に関する住民対応等	○	
		周辺環境に対する環境基準の順守等		○
	法令等の変更リスク	本件事業に直接関係する法令等の変更等	○	
		上記以外の法令の変更等		○
	税制度変更リスク	民間事業者の利益に課される税制度の変更等		○
		上記以外の税制度の変更等	○	
	許認可遅延リスク	民間業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
		環境影響評価における設計諸元、予測条件等との差異が生じた際の再評価に係る費用負担等	○	
	応募リスク	公募に要する費用に関するもの		○
	事故の発生リスク	設計、建設、運営において発生する事業者に起因する事故、火災等に関するもの		○
		上記以外の事由に起因する事故、火災等に関するもの	○	
	交付金リスク	民間業者の事由により予定していた交付金額が交付されない、又は民間事業者の事由により交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延する等		○
		その他の事由により予定していた交付金額が交付されない、又はその他の事由により交付金が遅延し、事業開始が遅延する等	○	
設計・建設段階	事業の中止・遅延に関するリスク	組合の指示、組合の財政破綻等に伴うもの	○	
		民間事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○
	第三者賠償リスク	民間事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の運営管理の不備による事故等に対する賠償等		○
		上記以外の事由により発生する事故等に対する賠償等	○	
	物価変動	物価変動に係る費用の増大 ※ ¹	○	△
	不可抗力	天災、暴動等自然的又は人為的な事象のうち、通常の予見可能な範囲を超えるもの ※ ²	○	△
	設計変更リスク	組合の指示、指示条件の不備、変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		民間事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
	測量・地質調査リスク	組合が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	
		事業者が追加で実施した測量、地質調査部分に関するもの		○
	建設着工遅延	組合の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○	
		上記以外の要因によるもの		○
	建設用地リスク	募集要項や事前の現場説明等からは予見できない敷地内の土壌汚染や埋設物等による費用の増大	○	
	工事費増大リスク	組合の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大	○	
		上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	民間事業者に起因した工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
運営段階	一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害(不可抗力除く)		○
	性能リスク	発注仕様書への不適合 (施工不良を含む)		○
	試運転・引渡性能試験リスク	試運転・引渡性能試験の結果が、事業契約で規定する性能要件を未達したことにより生じた損害		○
		試運転・引渡性能試験に要する処理対象物の供給に関するもの	○	
	処理対象物の質及び量の変動リスク	受入れた処理対象物の量・質が事業契約で規定した範囲を超えて変動した場合の費用変動に関するもの (一定範囲以上の変動) ※ ³	○	
		受入れた処理対象物の量・質が事業契約で規定した範囲内において変動した場合の費用変動に関するもの (一定範囲以内の変動)		○
	性能未達リスク	災害廃棄物等により量・質が変動した場合の費用変動	○	
		民間事業者に起因して、事業契約に規定する機能や性能要件を満足するために改修工事が必要となった場合の改修費用、調査費		○
	施設瑕疵リスク	上記の場合以外の要因により、事業契約に規定する機能や性能要件を満足するために改修工事が必要となった場合の改修費用、調査費	○	
		施設の設計・施工瑕疵に係るもの		○
	技術革新	技術の陳腐化等の理由により施設・設備等の変更を行う場合、または新技術採用のための費用増大	○	
	物価変動リスク	施設の供用開始後のインフレ、デフレ (一定の範囲内の場合)		○
		施設の供用開始後のインフレ、デフレ (一定の範囲を超えた場合)	○	
	発電収入変動リスク	発電収入の変動 (固定価格買取制度の買取価格変更を含む)	○	

利用者リスク	見学者等の施設利用者の事故に対するもの(民間事業者の責でないもの)	○		
施設破損リスク	事故・火災等の修復等に係るもの		○	
	施設・設備の老朽化、劣化によるもの		○	
	第三者による施設・設備の破損に伴うもの	○		
施設性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○	

○主分担、△従分但

表中の「※」については以下に示すとおりである。

※¹ 物価変動は、3%までの変動は事業者が負担する。

※² 不可抗力における損害等については、請負代金額の 1/100 までは事業者が負担する。

※³ ごみ量変動については、固定料金及び変動料金の 2 料金制を採用することにより対応する。計画ごみ量に対して激しい変動があった場合は、発注者と事業者の協議による。

1 本施設の設計・建設業務に係る対価について

発注者は、本施設の設計・建設業務に係る対価について、建設事業者に支払う。支払いは、基本的に出来高に応じて支払うものとする。なお、提案に際しての各年度の支払限度額は次のとおりとする。

各会計年度における設計・建設業務に係る対価の支払限度額

平成 28 年度： 事業者の提案による

平成 29 年度： 事業者の提案による

平成 30 年度： 事業者の提案による

平成 31 年度： 事業者の提案による

2 委託料

発注者は、運営事業者が実施する本施設の運営業務に係る対価を委託料として、運営期間にわたり運営事業者を支払う。委託料は平成 31 年度第 4—2 四半期分(平成 31 年 8 月 1 日～10 月末日)を初回として、平成 31 年度については、年 3 回、平成 32 年度以後は年 4 回、平成 50 年度第 4 四半期分(平成 51 年 1 月 1 日～3 月末日)までの計 79 回支払われるものとする。

また、委託料は、搬入廃棄物量に応じて変動する変動的な料金(変動費)と本施設の運営に必要な固定的な料金(固定費)から構成されるものとし、「表 委託料に関して提案を求める事項」に示す単価等を提案すること。

また、委託料は、物価変動及び運営事業者が 3 年に 1 回実施する精密機能検査の結果に基づき見直しを行うものとし、初回は性能確認試験期間終了後の平成 33 年度、以降、3 年に一回改定するものとし、公募参加者が提案する金額に物価変動を勘案するとともに精密機能検査の結果に基づく補修費や事業条件等の見直しにより定まる額とする。但し、提案時からの物価変動については±3%以内の場合には改定しない。

物価変動の判断に用いる指数は、事業者の提案により定めるものとするが、事業者提案が無い場合は、消費者物価指数(財・サービス分類指数(全国)の「サービス」))を用いる。なお、提案価格の算定は、平成 31 年度から平成 50 年度までの間、運営業務発注仕様書に示す計画ごみ量があるものとして行うこと。

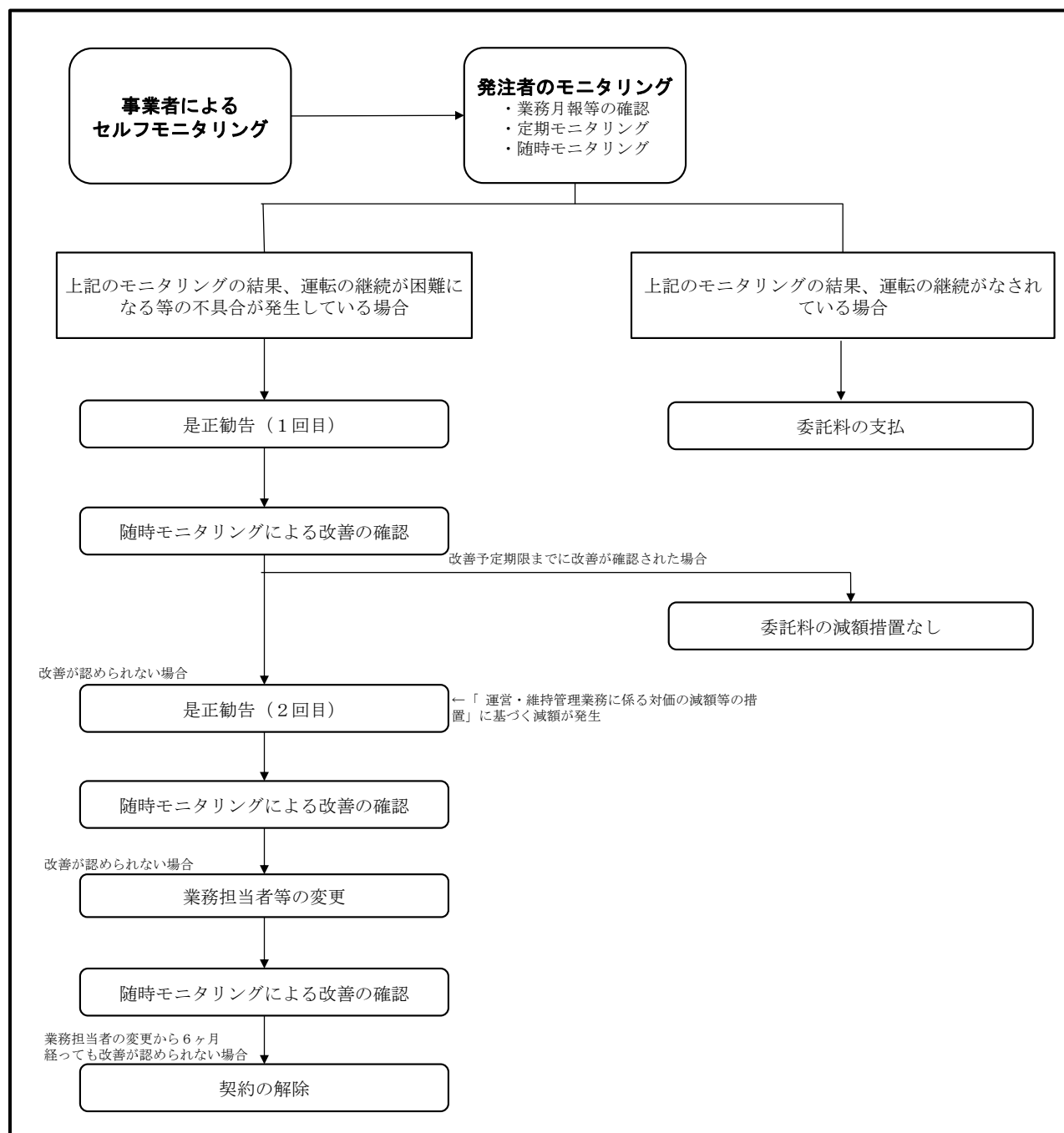
表 委託料に関して提案を求める事項

区分	提案を求める事項
固定費	処理対象物の処理量に関わりなく支払われる固定的運営経費(四半期あたり)
変動費 A 単価	可燃ごみの処理に対するトン当たり単価
変動費 B 単価	燃やさないごみ・大型ごみの処理に対するトン当たり単価
変動費 C 単価	びんの処理に対するトン当たり単価
変動費 D 単価	かんの処理に対するトン当たり単価
変動費 E 単価	プラスチック製容器包装・紙製容器包装・発泡スチロール・有害ごみの処理に対するトン当たり単価

※上記の委託料には、人件費、維持管理費、光熱水費、利益など業務の実施に必要な全ての費用を含むものとする。

1 運営期間中の業務水準低下に関する措置

本件事業における運営期間中の業務水準低下に関する措置は、下図に示すとおりとする。



2 モニタリングの方法

モニタリングは、発注者と運営事業者が対等の立場による対話を通じて、本件事業が安定して継続できるよう実施状況を一定の水準に常に保つことを目的に実施する。

(1) セルフモニタリング実施計画書の作成

運営事業者は、運営業務委託契約締結後、要求水準書及び提案書に基づき、以下の項目を含むセルフモニタリング実施計画書を作成し、発注者の承諾を得ること。

- | | |
|------------|------------|
| ① モニタリング時期 | ④ モニタリング手続 |
| ② モニタリング内容 | ⑤ モニタリング様式 |
| ③ モニタリング組織 | |

(2) 発注者によるモニタリングの方法

本件事業における運営業務のモニタリングについては、以下のとおりとする。

ア 業務月報等の確認

発注者は、運営事業者が運営業務委託契約、募集要項等及び提案書に定める業務内容の実施状況を、運営事業者から発注者へ提出される業務月報等で確認する。

イ 定期モニタリングと随時モニタリング

発注者は、月 1 回、本施設の現場調査を行い、運営事業者から提出された業務月報等の記載内容、契約の履行状況について確認を行う(定期モニタリング)。その他、随時必要に応じて、発注者は本施設の現場調査を行い確認する(随時モニタリング)。

(3) 業務の改善についての措置

ア 是正勧告(第 1 回目)

上記モニタリングの結果から、運転の継続が困難になる等の不具合が発生している場合、その内容に応じて適切な以下の初期対応を行う。

(a) 是正勧告

確認された不具合が、繰り返し発生しているものであるか、初発でも重大であると認めた場合、発注者は事業者に対して適切な是正措置をとることを通告(是正勧告)する。運営事業者は、発注者から是正勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限について発注者と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を発注者に提出し、発注者の承諾を得ること。

(b) やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により運営業務委託契約の内容を満たすことができない場合、運営事業者は発注者に対して速やかに、かつ、詳細にこれを報告し、その改善策について発注者と協議する。運営事業者の通知した事由に合理性があると発注者が判断した場合、発注者は、対象となる業務の中止又は停止等の変更を認め、再度の勧告の対象としない。

イ 改善の確認

発注者は、運営事業者からの改善完了の通知又は改善期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、業務改善計画書に沿った改善の実施状況を確認する。

ウ 是正勧告(第2回目)

上記イにおけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと発注者が判断した場合、発注者は、運営事業者に第2回目の是正勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

エ 業務担当者の変更等

上記ウの手続を経ても第2回目の業務改善計画書に沿った期間及び内容による改善が認められないと発注者が判断した場合、発注者は当該業務を担当している業務担当者を変更することを運営事業者に請求することができる。

オ 契約の解除等

発注者は上記エの業務担当者の変更を行った後、最長6ヶ月を経て改善効果が認められないと判断した場合、発注者が本契約の継続を希望しない時には、本契約を解除することができる。

(4) 運営業務に係る対価の減額等の措置

運営業務実施の状況により、以下に示す委託料の減額措置を行う。

ア 減額の対象

減額の対象は、「固定費」とする。

イ 減額の決定過程

モニタリングの結果、発注者が再度の是正勧告を行った場合、当該事象に対して再度の勧告を行った日を起算日(同日を含む。)として、当該是正勧告の対象となる事象が解消される日まで、1日(1日未満は1日とする。)につき、1ポイントのペナルティポイントをカウントする。また、1事象に対して、1つの是正勧告を行い、複数の事象については、複数の是正勧告を行うこととし、各事象につき、それぞれ累積ペナルティポイントをカウントする。

ウ 減額の決定

発注者は、各月末時点の累積ペナルティポイントが以下に規定する基準に達した場合は、当該月の委託料の固定費用部分につき、以下の該当箇所に規定される減額措置を実施する。

累積ペナルティポイント	減額措置の内容
1～15	減額なし
16～30	10%の減額
31以上	30%の減額

3 運営業務に係る対価の返還

運営業務に係る対価支払後に、業務報告書への虚偽の記載を含む、発注者への虚偽報告が判明し、当該虚偽報告がなければ運営業務に係る対価が減額される状態であった場合、運営事業者は、減額されるべき運営業務に係る対価に相当する額を返還すること。この場合、当該減額されるべき運営業務に係る対価を発注者が事業者を支払った日から、発注者に返還する日までの日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の違約金を付するものとする。